

平安時代の「後見」に関する一考察

胡 潔

一 はじめに

「後見」¹は、平安時代の文学作品に多く見られる言葉である¹。この言葉は中世頃から、「後見」と音読されるようになり、意味も変化した²。本稿では平安時代に用いられた「後見」に限定して考察する。『源氏物語辞典』（北山谿谷・平凡社・一九五七年）では、「後見」について次のように説明している。

背後に居て（即ち、付き添ひて）人を助け世話をなすこと、又その人。（後宮として帝に、臣下として君に対し奉り、親として子に、妻として夫に、夫として妻に、女房・乳母・召使として主家の子女に対して世話をなす場合など、広く用ひられたり）。

この説明によると、「後見」は、公的には君主と臣下の間、私的には家族間或いは主従間で行われた一種の扶助関係ということである。平安時代の「後見」に関する言及は、早くから民俗、宗教、

文学の各分野に散見されるが³、正面からそれが取り上げられるようになったのは、二十世紀七、八十年代以降の研究においてである。一九八八年に公表された二つの論考―倉本一宏氏の『『栄花物語』における後見』について⁴―は、後見に関する新たな研究の端緒となった。倉本氏の論考は、すでに山中裕氏によって指摘されていた、『栄花物語』の史観の問題に対する再考である。かつて山中裕氏は、『栄花物語』において後見の重要性が繰り返し返され、敦康親王が立太子でできなかったことや敦明親王が東宮の座から降りたことの理由は、彼らには「はかばかしき御後見」がなかったこと⁵にあり、それが『栄花物語』史観であったと指摘した。これを受けて、倉本氏は『源氏物語』の後見の用法から、東宮、皇子、后妃、帝の後見は必ずしもその血縁者ではないと指摘し、天皇の「後見」はその外戚であるとする『栄花物語』の史観の特異性を

指摘した⁶。一方、加藤洋介氏の論考は、物語文学における後見の役割について論じたものである。氏はまず平安時代の後見について、子に対する親、母方親族、同母兄弟、乳母、母に対する息子などが本来的なものとした上で、物語世界ではこういった本来的な後見の欠如と獲得が類型的に語られているが、源氏物語に至っては、他者の依託によって新たな後見関係が創り出され、それによって物語の状況が切り開かれてゆく、と指摘した⁷。両氏の議論に刺激され、三角洋一氏、高木和子氏も次々と論文を発表し、物語世界で描かれた人間関係、特に女性と後見の問題について自説を展開した⁸。

以上の諸論を概観しても分かるように、これまでの議論はどちらかと言えば、文学作品の用例に依拠しながら、物語の史観、物語の方法について展開されてきたものである。しかし、作品に描かれた「後見」の諸相から物語の世界で構築された人間関係や物語の方法を指摘することはできても、「後見」そのものの成立条件、法則性、時代的特徴などの全体的な見方は必ずしも明瞭にならない。かつて井上光貞氏は平安時代の後見を「私的保護関係によつて上下左右に結ばれ」た人間関係とした⁹。歴史家ならではの慧眼である。井上氏のいう「私的保護関係」は恐らく律令制度による公的關係に対する私的関係の意味であろうが、実に後見の基本的性格―上下、左右に柔軟に伸張し結ばれること―を正確に

言い表したものである。しかし、このような後見関係がいかなる原理によつて複雑に絡んでいくのかについては残念ながら井上氏は触れていない。もし、この「私的保護関係」の中核をなすものが、先に見た加藤洋介氏の言う家族・親族関係¹⁰であるならば、後見と当時の家族形態、結婚形態との関連性を解明することが必要になってくる。従つて、本稿は、ひとまず文学作品の具体的記述から離れ、その前段階の作業として、婚姻居住規制、家族形態を中心に「後見」の基本的性格、基本構造を明らかにし、家族共同体の成立過程における歴史的意義について考えてみたい。なお、資料の關係上、本稿の考察対象は平安時代の貴族層に絞ることとする。

二 後見の基本構造―婿取婚との関連性を中心に

平安時代の結婚と言えば、「婿取婚」つまり女性の親が男性を婿に取るという婚姻形態である。この婚姻形態は、訪婚から同居婚へ移行する過渡期に現れた日本独特の形態である¹¹。居住形態上では、旧型の夫婦別居と新型の夫婦同居の二つが並存しているが、両者とも男性が結婚開始時から女性のもとへ移動する（通う）点、子供は母方で育つ点では共通している。子供の養育が母方にある、ということ念頭において考えれば、なぜ平安時代の後見関係が母方に偏っていたかは容易に理解できる。従つて、本稿で

はまず子に対する親の後見、同母兄弟姉妹、母方親族の後見を「生得的血縁の後見」とする¹²。ただ、一言に「親」と言っても、母親の後見と父親の後見の違いに注意を払う必要がある。なぜなら、当時は別居の家庭が多数存在しており、夫婦同居の家庭も別居を経てから同居を実現するのである。子供にしてみれば、彼らは通ってくる父親と別居することはあっても、母親とは一体分離の関係にある。母子は社会の最小単位であった¹³ということも念頭に置いてみれば、父親と母親の後見は同一視することはできないであろう。これまでの研究では、この違いについて大して注意が払われなかった。ここで子供に対する父親の後見についてもうすこし立ち入って考えてみることにする。

古代日本の婚姻風習の中で、通ってくる男性は本来「客人」^{まろうと}であり、必ずしも身内とは考えられていない。しかし、このような觀念が質的变化を遂げたのは、平安時代の婿取婚においてであった。婿取婚は、妻側がやってきた「客人」を承認し、歓待するという古来の慣習の中から生まれた「新種」で、妻方主導の外貌を取りながら、その内実は男性による後見―娘に対する父親の、妻に対する夫の後見―を要請するものであった¹⁴。この要請の背景には律令制によって培われた男性の政治力、経済力の伸長と、女性の地位の不安定があった。律令導入の狙いどころの一つは父系の確立である。それを実現するために、律令国家が中国の官人

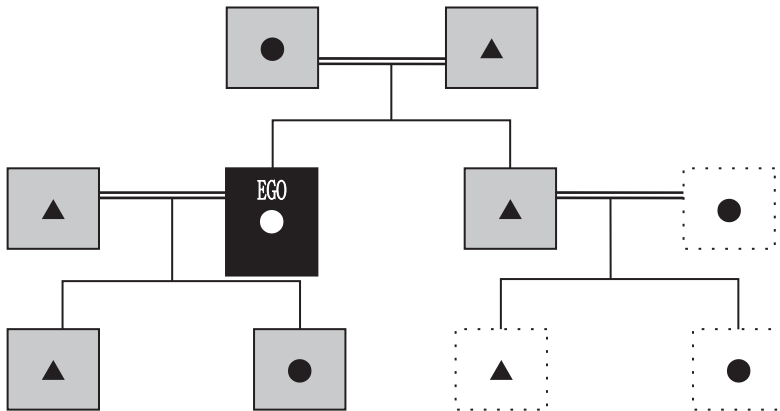
制度を換骨奪胎し、古代日本社会に適合した蔭位制を創り出した¹⁵。この制度は父祖―子孫の繋がりを強化するとともに、男女の差も大きくした。何よりも律令官人の主体は男性であった。彼らは位階、官職によって一定の給与が支給され、経済的収入源が確保されている。このような男性の政治力、経済力は、平安時代に至ると、家庭―社会の基層的単位―において発揮されるようになる。しかもそれは真つ先に子供に対する「父親の後見」という形で顕在化される点に注目し値する。もし、「蔭位制」が公的な官人制の中で男性子孫に対する父祖の「蔭」即ち庇護と捉えることができるならば、「婿取り」は、私的な生活面において、娘に対する親、特に父親の庇護として成立したものと理解することができる¹⁶。この時代では父親の後見は、男女子を問わず、現実的な問題として欠かせなくなってきたのである。子供に対する父親の後見の多様性については後述するが、この時代では父親の政治的、経済的後見が強く要請され、それは本来的に行われてきた母側の後見と相互補完的に行われていながら、完全に同質のもではなかったことを指摘しておく。

婿取婚における父親の役割は、一言で言えば、娘の許へ通ってくる婿を我が家に定着させることにある。さらに言えば、将来わが娘に対する夫としての、わが孫に対する父親としての後見を促すところにあるのである。所謂「婿傅き」や「本家のいたは

り」¹⁷は、言ってみれば婿を繋ぎ止める、或いは娘夫婦の独立を扶助する方策であった。一方、婿も妻側（実質的にはその父親）の後見を受けることにより、妻家の一員と目され、将来妻子を後見することが期待されるのである。即ち、結婚によって、男性と妻側（妻の肉親）との間に後見関係が成立するのである。本稿ではこのような、結婚によって成立した夫婦間の後見、さらに夫と妻の肉親の間に成立した後見を「継起的姻戚の後見」とする。先述した「生得的血縁の後見」との関係は図1のようになる。（■はEGOを中心に形成された後見関係）

ここで注目すべきことは、女性の、後見関係における中継的働きである。図1の女性（EGO）を例にして言えば、彼女は母にとつては娘であり、夫にとつては妻であり、子供にとつては母であり、兄弟にとつては姉妹である。EGOを中継的に、彼女の父母、兄弟姉妹が彼女の夫、子供との間に相互後見関係が成立する。逆に、EGOの兄弟を中継的に彼の妻や子供と父母、姉妹との間には後見関係が見られない。EGOの両親がもし孫—息子の子供—を世話する場合は一度養女、養子にするのが一般的である¹⁸。図1を見れば、女性（母、妻、姉妹）を通して男性が後見的ネットワークを構成していくことに容易に気づく。つまり、当時の後見関係において、男性は流動的で、母族妻族と結合しやすい特徴を持ち、女性が固定的で、中継的役割を持っているのであ

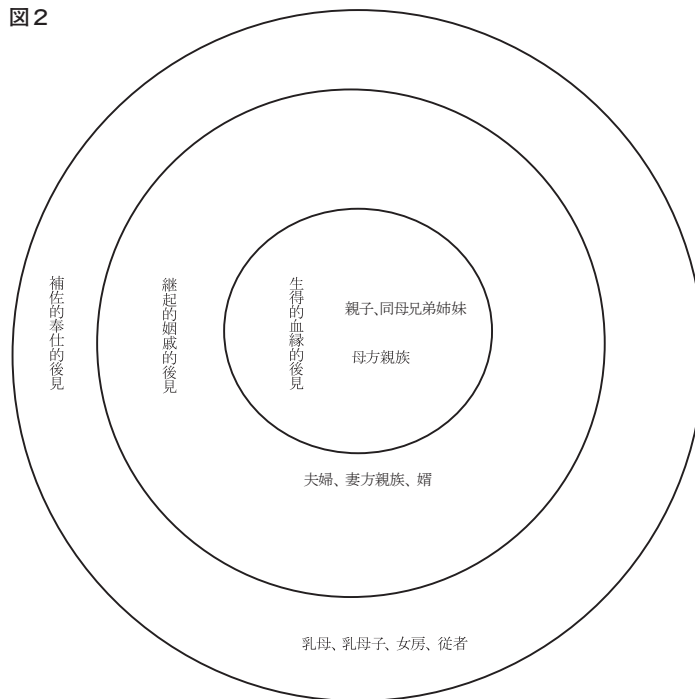
(図1)



る。このことは、平安時代の後見関係を考える上で最も基本的な視点ではないかと考える。

平安時代の後見を考える時に、もう一つ考えなければならぬのは貴族の階層性である。貴族の幼児の養育の大半は、乳母や女房達によって行われている。特に乳母が養君と深い絆で結ばれ、その多くは母方の親族が選ばれたことはすでに斎木泰孝氏によって指摘されている¹⁹。「後見」の見地から言えば、彼女は、母親・母方の後見の補完・強化の役割を果たしている、と言える。乳母のみならず、貴族の男子女子を幼主として世話をする仕者達も大勢いる。従って、そこにも養育専門の乳母から日常の世話をする女房、護身、扈従を勤める随人など、漸層的な奉仕関係が存在していたと思われる²⁰。主従という関係性から、ここではこれらの者による後見を一括して「補佐的奉仕の後見」とする。幼主の世話をする、尊者に奉仕するという後見の二内容は、おそらくこのような幼児養育の実態から生まれたのではないかと思われる。このように、後見の主要な内容に、「生得的血縁の後見」、「継起的姻戚の後見」さらに「輔佐的奉仕の後見」の三つがあることを確認できる。三者の関係は図2のように示すことができる。

図2



三 後見の段階性と多層性―多妻婚との関連性を中心に

このように、「後見」は、律令のような明文化された規定ではなく、家族関係を中核に周辺の親族関係および主従関係を巻き込みながら形成された、複雑な私的扶助関係である。「後見」は決して静止状態にあるのではなく、また決して一方通行的なものではない。婿取婚における継起的姻戚の後見の実例を見ても、個別のケースは千差万別であるが、総合的にみればおよそ二つの段階に分けられる。婿に対する妻側の後見が主であった前半期―これも親の、娘に対する後見を通して実現されるものと理解されるべきであるが―と、妻子及び妻の肉親に対する婿の後見が主であった後半期である。このような後見の交代は、居住上の変化や婿の官位、経済力の上昇にもほぼ照応している。婿がまだ若く、官位の低い、経済力を持たない時期は妻側の後見を受けるが、ある程度官位も上がり経済力が着いたら、今度は妻子及び妻側の親族の後見をする。居住形態面でも前半期は訪婚か妻方居住をし、後期は独立居住婚に入るのである。もっとも居住上夫婦が独立居住に入り、空間的に妻の両親から離れても、婿と妻の肉親間の後見関係が存続する点に、この際なお留意すべきである。婿取婚の全段階を通して見た場合、明らかに娘・婿に対する父親(舅)の後見は先導的で、妻子・妻族に対する夫の後見は後続的である。

もっとも、多妻婚が行われていた当時は、男性と妻達との結合

度は一様にはならず、後見関係もその結合度に照応して多層的になっていった。当時の男性は一人或いは複数の妻の家に通うことができ、それが生涯続くか、途中で途切れるか、ある時期通ってから妻と同居するかは、種々の要素によって決められた。このような、通う期間の長短、通う頻度の多寡、さらに同居か別居かによる差異は、妻に対する夫の、子供に対する父親の後見に大きな影響を与えている。この差異は呼称面にも現れる。夫と同居する妻は「北の方」、その子供は「むかひ腹」と称される。それに対し、別居する妻は居住の邸宅名で称され、その子供は「ほか腹」と称される。

これまでの研究において、後見関係における親族関係―父方か母方か、性別―男性か女性か、年齢―未成年か老年か、官位―どのような位にあるかなどの諸問題にはある程度注意が払われてきたが²¹、同居と別居の差異が後見関係の強弱に影響することにも注意が必要であろう。居住上の遠近関係―それをそのまま人間の親疎関係とみなすことができなくても、一つの目安として有効ではないか。無論、人によって、「むかひ腹」と「ほか腹」に対する後見は様々であるが、概して同居の妻子はより有利な立場にいると言えよう²²。

このような一夫多妻制による父親の後見の多層性のほかに、養親子、継親子²³といった擬制された親子関係も後見の多様性を一

層複雑にしている。継母と継子は、元来生活共同体を異にする疎遠な間柄である。しかし、一定の条件下では両者の間に後見関係が成立する。具体的には、別居の妻の子供を父親が引き取ることや父母が再婚することなどがまず挙げられよう。母親・母方親族の後見を失った幼年の子供が別居中の父親に引き取られる話の典型に『落窪物語』のヒロイン落窪君がある。また父親と別居している母親が健在でも、父親がその娘を特別に後見しようと思えば、母親も娘により多く父親の後見を受けさせようとする時には、別居の娘が父親のもとへ移動することがある。『源氏物語』の明石姫君はその好例である。さらに先妻の子供や先夫の子供は再婚者同士の同居によって一緒に生活することもある。『源氏物語』の紅梅大納言と真木柱の同居体は、このような再婚者同士家族の状況を如実に語ってくれる。

四 「後見」の活動的性格―個人所有制との関連性を中心に

「後見」の内容は、日常生活の援助から政治的輔佐まで広範囲に亘っているが、中でも経済的な援助としての後見が大きな比率を占めている。経済的援助を考える際、当時の所有形態に触れておく必要がある。古代日本の所有制の特徴として、女性にも所有権があること、個人所有であることなどが挙げられる²⁴。これは、共産制で女性の所有権が基本的に排除される古代中国の所有

形態とは対照的である。両社会の、経済所有権に関する根本的相違は、唐令の「応分条」を導入した際になされた一連の改変からも窺える。一般的に新しく入った外国法に対して財産相続法はまず拒否反応を示すものとされているが²⁵、日本令の応分条はその好例である。財産分割をする時に、唐令では「兄弟均分」が行われるのに対し、日本令では得分の差はあるものの、財産は「嫡子、嫡母、庶子、妾、女」などの家族成員に分割されるのである。これまで唐令の均分主義と日本令の異分主義の相違について多くの研究者が論じてきたが、「均分」と「異分」の差異にだけ目を奪われては、問題の本質を看過してしまう恐れがある。唐の「兄弟均分」は、家族共産制を前提とした、兄弟達それぞれの家族グループ―妻子、さらにその子供の妻子を含んだ同居共産集団―間の均分であって、個人間の均分ではない。日本令はこのような「兄弟均分」の平等主義を排除したのは、とりもなおさず父子兄弟という男系を核とする家族共産制の基盤を持たなかったからである²⁶。家族共産制を前提とした唐令と個人所有を前提とした日本令の家族のありかたの相違こそ、より本質的であり、平安時代の後見関係を考える時に欠かせない視点だと考える。

個人所有制は先述した当時の婚姻居住形態にも適している。男が生家に留まらず、妻の家へ通い、住み、さらに新しい邸宅を構えるという当時の居住形態は、父子兄弟の共産制の形成に適し

ていない。一方夫婦間においても（別居、同居を問わず）別産制が取られていたので、たとえ同居夫婦間においてであっても強靱な共産同居体が未だ形成されていない。このような男性の婚出、夫婦別産を容易にしたのは個人所有制である。個人所有制下では父子、夫婦間の同居共産体が構成されず、財産が世代ごと、個人ごとに分散していく。しかし、その反面、所有単位が「個」だからこそ、ほかの「個」と連携し、ネットワークを作りやすい点、財産の移転、譲与、代替管理などが行われやすい点などは看過できない。前述したように、「後見」は本来的に「庇護する」、「扶助する」といった意味の言葉であるが、経済上の後見はほかならぬ個人所有制下で行われるものである。これは家族共産制を前提とした「扶養」と比べれば理解しやすい。財産の個人所有者が、他の「個」を扶助する場合は、「扶養」ではなく「後見」にあたる。扶養は義務づけられたものであるのに対し、後見はより柔軟に種々の状況に応じて、その強弱度を調整することができる。また父親や夫による財産の代理管理も後見の範疇に入るが、個人所有制だからこそ、「占有」や「支配」ではなく、「後見」という形になるのである。女性の財産が夫、親、兄弟によって代理管理されるのが広く行われていたことは、すでに服藤早苗氏によって指摘されている²⁷⁾。男性による妻、娘、姉妹の代替管理が必要になった背景には、当時の莊園経営の形態がある。平安貴族の生活

基盤は莊園の収入と官吏として朝廷から支給される収入である。当時の莊園は貴族自身が管理するというよりも、下層の領主によって管理されるのが一般的である。即ち、莊園経営は、所有者である貴族と下層の管理層によって二重、三重にもなる人間関係の中で行われていたのである。このような莊園経営を管理するには男性官僚の政治的力が不可欠である。父権、夫権の増長という視点からみれば、父・夫による財産の管理は、庇護的支援であると同時に、経済権を男性の手に集中させる一つの「方法」でもある。

五 後見の公私両面性―撰関政治との関連性を中心に

平安文学において、「後見」が最も問題とされるのは、皇室の男女の場合である。中でも帝位に就く話となれば、後見の有無はその人の運命に決定的な意味を持つ。『源氏物語』の主人公源氏はその好例である。この人物が父帝に最も愛される皇子であるにもかかわらず、臣籍降下になったのは、ほかでもなく母方の後見がなかったからである。周知の通り、平安時代の撰関政治は撰政や関白が天皇の後見として実権を握る政治形態である。八六六年に幼少であった清和天皇の後見として、その外祖父の藤原良房が撰政に任ぜられたのがその始まりとされている。幼少の帝を母方祖父（外祖父）、或いは母方叔父が補佐することは、原理的に

は先述した貴族社会に見られる、幼少の子供に対する母方親族の後見と同じである。ただこのような私的後見関係が律令国家という公的秩序の中に組み込まれている点では、一般社会のそれと異なっている。そこでわれわれが一つの事実に気づく。それは、これまで見てきたように、王室以外の貴族一般社会において、妻方・母方中心の居住形態を取りながらも、その内部では男性が次第に家庭内の主導権を握るようになったのに対し、王権中枢部においては、母方・妻方中心の原理がますます顕在化していた、ということである。この「ギャップ」をいかに理解すべきかが今後の課題となるが、少なくとも、その一因は天皇家という特殊の立場にあるのではないかと考える。後見の基本構造は先述した通り、母方・妻方に偏重している。また後見は、経験不足の若年に対する成年の庇護行為、尊者に対する従者の輔佐行為である。最も尊い立場にいる天皇は当然一般貴族のように、父として、夫としてさらに婿として妻子や妻族の後見をしない。天皇が専ら後見を受ける立場にあるため、王権を巡る後見関係もおのずから母側・妻側のほうに傾いていたのではないか。天皇のみならず、天皇家の男女も専ら後見を受ける側で、後見する側ではないと認識されていたことは、当時の物語から読み取れる。その意味では、良房が清和天皇の摂政になる必然性があった。摂関政治は、外戚の、後見を通じて政治の実権を掌握しようとする思惑と、天皇の、

有力の公卿達と「ミウチ」関係を作り、後見を受けることで自分の皇統を存続させようとする思惑の双方作用によって生まれたものである。『源氏物語』の中で明石中宮が匂宮に有力な後見を設けよと勧めたのも、匂宮が帝位に着く可能性があるからである。その意味では、母方・妻方の後見は、皇統の父系の樹立に寄与した、といえよう。倉本氏によれば、平安時代の身内の権力中枢は、天皇、父院（その崩御後は国母）帝の外戚からなっているということである²⁸。このような天皇を囲む家族関係即ち私的身内関係は、この時代の政治にとって第一義的であったということにはや異議を挟む余地はない。それに対し、「朝廷の後見」はいかなるものであろうか。

かつて今井久代氏がこの「朝廷の後見」は「特定の身内のつながりによる天皇個人にむけるものではなく、国政総体に対して大局的な後見なのではなからうか」²⁹と指摘した。「朝廷」は律令国家のトップとしての天皇を指す言葉であるが、「朝廷の後見」は、ほとんどの場合、「身内の後見」と対峙する文脈に用いられている。つまり、王権を巡って、公私二つの後見の論理が存在し、「身内の後見」は狭い人間関係に限られ、実質的に王権の中枢部に機能するのにに対し、「朝廷の後見」は公的で律令国家のトップである天皇に対する臣下の後見を指し、補佐的、奉仕的機能をすると見えよう。考えるに、帝の外戚関係も、皇子誕生の有無、

入内女性の早死、後見する母方祖父、叔父の早死、さらに帝の父親である院が生存中であるか否か、院と帝の母方後見の關係が良好であるか否かといった諸要因によって絶えず変化しており、必ずしも常時安定した後見關係が保たれるわけではない。「朝廷の後見」は、王権の私的後見關係が弱体化したり、或いは王権中

枢部の諸關係が拮抗したりする時期に要請されたものではないかと考えられる。史実の一例を挙げると、宇多天皇が醍醐天皇に讓位した際、政治を大納言藤原時平と権大納言の菅原道真の二人に委ねようとした³⁰。周知の通り、宇多朝・醍醐朝は摂関家との血縁關係は薄い。宇多天皇が即位した際に、あの有名な「阿衡の紛議」が起こった背景には天皇親政と摂関の政權掌握の拮抗があった³¹に違いないが、視点を變えてみれば両者間には互いに安心できる後見關係がまだなかったからである、ともいえる。これは、基経が女子温子を入内させ、外戚關係を結んだ後、阿衡の紛議も一応決着がついたところから見ても分かる。一方、醍醐天皇が即位した寛平九年(897)に基経がすでに他界し、その長男である藤原時平が二十六歳で、大納言従三位に上っているが、醍醐天皇にとっては時平も無論「よそ人」であり、菅原道真も同様である。宇多天皇は道真について

右大将菅原朝臣、是鴻儒也。又深知政事。…惣而言之、菅原朝臣非朕之忠臣、新君之功臣乎。人功不可忘。新君慎之。³²

と強く推した。ここでは「朝廷の御後見」という言葉こそ用いられていないが、新帝醍醐天皇に対する父親の宇多院の遺誠によって、「よそ人」の藤原時平、菅原道真が臣下として「朝廷の御後見」になった一例である。また『小右記』永祚元年(989)十二月五日条に円融院の言葉が記されている。

晚景參院。即候御前之次被仰云、汝殊奉為公家有致至忠、凌寒熱為御祈願參入。公卿無數有^{礼止毛公}を思奉たる無きを、^{向後}必御後見^{仕礼}。又行幸^{有ム}に可申其由者。余申云、極實事也。

退位した円融院が、実資の「公」に奉仕する熱意を褒め、天皇の御後見をせよと言っているところである。その時の実資は三十六歳で、この年の三月二十三日に藏人頭に再任され、正四位であった。実資は無論一条帝にとっては「よそ人」であり、まだ位も低いので、円融院の言う「御後見」は、単に藏人頭としての奉公を指すのであろうが、父院から言われる「御後見」の例として注目される。円融院と摂政藤原兼家の關係はどうだったのか実際のところ定かではないが、不和でないにせよ、あまり親密な關係ではなかったようである。永祚元年の政權構造は、倉本氏の分類によれば、親權を持つ円融院と母方の後見權を持つ外祖父兼家によって権力の中枢を構成していた時期であったという³³。円融院の言葉は、一条帝を取り巻く外戚の力に拮抗する意味で、さらに言えば父院としての政治力を發揮しようとして、藏人頭実資に天皇の

「御後見」を頼んだのではなからうか。父院による「朝廷の後見」の要請は、これまで物語の方法として論じられてきたが、撰闋政治的見地からみれば、先帝や父院の「遺命」、「遺勅」は、天皇に私的な身内の後見が欠如した時の補強策、或いは逆に天皇の外戚による権力独占に発動する父院の拮抗策として打ち出されたものであると考えられる。

六 おわりに

これまで、平安時代の「後見」を婚姻居住規制、財産所有制、政治形態との関わりを通してみてきた。官人制度によって培われた男性の経済力、社会組織力はこの時代になると、すでに基層部に浸透し、個々の家庭の中で発揮されるようになったのである。貴族一般社会において、女性が父親、さらに夫の後見が必要になり、次第に依存的な立場に立たされることと、男性が娘や妻を後見することによって次第に家庭内の主導権を獲得することとは、そもそも表裏一体の関係にある。それに対し、王権の中核部では母方の祖父、叔父の後見、妻方の舅の後見が重要視されたのは、その後見の対象が天皇だからである。ここには幼少の男子を庇護する血縁の後見の論理と、若年の婿を支援する姻戚の後見と、主君に対する臣下の補佐の後見の諸原理が混在しているのが看取されよう。社会基層部の父権、夫権の「進展」と王権中核部の母系

原理には「ギャップ」が存在しているように見えるが、いずれも「女性を中継点に男性が主導権を取る」という歴史的進展が背景にある。また王権を巡って母方・妻方の後見が重要視されながらも、「朝廷」の後見の依頼や遺誡によって発動する父院の政治力も看過することはできない。このような父院の政治力は院政期になると顕在化するのである。

1 この言葉は中国の文献には見られず、奈良時代の文献にも見られない。

2 「後見」は鎌倉時代以降の武家社会の役職名として使用されるようになる。「後見」と「後見」とは無意味的な連続性があるが、使用される文脈が大きく変わったので、区別すべきである。なお、本稿では、「後見」と特別に表記するものを除いて、「うしろみ」を「後見」と表記する。

3 例えば、折口信夫「日本文学の発生」(『折口信夫全集第7巻 国文学篇1』中央公論社 一九四二年)、井上光貞「日本浄土教成立史の研究」(井上光貞著作集第七巻、岩波書店 一九八五年) 但し、論文の初刊は一九五〇年) 第二章第一節「天台浄土教と貴族社会」、渡邊竹二郎「後見のない姫君―女房文学の主題―」(一)、(二)(『長野県短期大学紀要』13、

14 一九五八年、一九五九年)、山中裕「平安人物志」(東京大学出版社 一九七四年) などの論考があげられる。

4 倉本一宏「栄花物語」における「後見」について(『栄花物語研究』第二集 高科書店 一九八八年。加藤洋介「後見」攷―源氏物語論のために―(『名古屋大学国語国文学』一九八八年十二月)

- 5 山中注3前掲書
- 6 倉本注4前掲論文。氏によれば、『源氏物語』の中の後見の用例の七割は一般の世話・養育・保護・援助といった意味に用いられており、皇子、東宮、キサキへの後見は、全体の用例の二割程度、公・世・帝への後見の用例は一割程度だという。
- 7 加藤氏はさらにもう一つの論文「冷泉—光源氏体制と「後見」」(『文学』一九八九年八月)の中で、光源氏の権勢は二つの遺言—桐壺帝の遺言と六条御息所の遺言によって獲得されるとし、光源氏が冷泉帝と秋好の「後見」をし、さらに秋好が帝母藤壺に代わって冷泉帝の「後見」をするというのが、冷泉—光源氏の体制を支える基本図式である、と指摘した。
- 8 高木和子「「後見」にみる光源氏と女たちの関係構造」(『国語と国文学』73—2 一九九六年二月)三角洋一「光源氏と後見」(『国語と国文学』一九九九年四月)
- 9 井上光貞「源氏物語の佛教」(『源氏物語講座下巻』紫乃故郷舎 一九四九年)
- 10 加藤注4前掲論文。なお、筆者も後見の使用例について追調査を行い、加藤氏の見解をほぼ承認してよいとの結論にいたった。
- 11 高群逸枝氏はこの時代の婚姻形態を「招婿婚」の一段階(招婿婚の研究)『講談社一九五三年』としているが、「招婿」という語は、女性の家に男系を継承する男性がない為に、婿を招いて家を継承させることを指す場合にも用いられるので、混乱を避けるため、筆者は当時の言葉「婿取」を用いて、「婿取婚」とする。
- 12 但し、『源氏物語』及びその他の作品の用例を見ても、親子、兄弟姉妹間の後見の用例は僅少である。普段の家族生活の中では、後見はこと

さら意識されないが、それが喪失したり、或いは朝廷など公の場で輔佐する人が必要になったりするときに初めて問題にされるからであろう。

- 13 吉田孝『律令国家と古代社会』(岩波書店一九八三年)一三四頁—一三五頁。吉田氏はインセスト・タブー、居住規制のあり方から、古代日本において、「母と子との結びつきのほうが、夫と妻との結びつきより強かったことを想定させ、母と(未婚の)の子とからなる小集団が、社会のもっとも基礎的な単位であった」と指摘している。
- 14 婿を取る側の思惑は、『源氏物語』の主人公の一人である夕霧の「女子うしろめたげなる世の末にて、帝だに婿求めたまふ世」(宿木)という発言からも窺えよう。
- 15 野村忠夫『律令官人制の研究 増訂版』(吉川弘文館 一九六七年)第二編第一章、拙稿「嫡庶考(2)——律令・戸籍の嫡子制度を中心に——」(名古屋大学大学院国際言語文化研究科『言語文化論集』二〇〇九年三月)を参照されたい。
- 16 婿取りの主体は必ずしも父親のみではない。母親またその他の後見者も可能であるが、父親の後見が最も期待されていたことは、『源氏物語』の東屋巻に見える求婚者左近少将の例を見れば分かる。
- 17 『宇津保物語』の中に、源正頼は婿選びをしている際、「人の婿といふものは、わかき人などをば、本家のいたはりなどしてたつるをこそはおもしろきことにはすれ。いたはりどころもなく、本家のはづかしくものせらるるなん、物しき」(内侍のかみ)と言う。「本家」として婿を「いたはる」言い換えれば婿を傳くことは妻の家の誉れであり、それが必要としない婿は興ざめだと言っている。
- 18 例えば、『小石記』の作者藤原実資は祖父藤原実頼の養子となっており、また『栄花物語』によれば、藤原道隆のほか腹の息子藤原道頼は祖

父藤原兼家が養子にして養育している。高橋秀樹氏（平安貴族の養子と「家」『日本中世の家と親族』吉川弘文館 一九九六年）によれば、養親子の続柄について「父方が圧倒的に多く、妻方の親族の例もかなりあるのに対し、母方の親族の例はほとんど見られない」という。

19 斎木泰孝「女房と女君―後見ということ―」安田女子大学『国語国文論集』一九八七年六月

20 加藤洋一氏は注4前掲論文の中で、「乳母」を「本来の後見」として、主従関係をなしていることから、本稿では乳母さらに乳母子による後見を一般仕者のそれとの区別を念頭に置きながら、一応輔佐の後見とする。

21 三角洋一氏は注8前掲論文の中で、後見について「被後見者が男性か女性か、皇族かただ人か、当面後見が必要とする理由は成人前の年少時のゆえか、成人前後の結婚問題にかかわるか、老後の暮らしむきや威勢の問題か、同じ後見でも中宮職や東宮坊の大夫・亮・大進のような職階、或いは女房における上臈、小上臈、中臈、下臈のごとき官品の別がありはしなかったか」と考察上の注意点を促している。また倉本一宏氏も「撰関期の政権構造―天皇の撰関とのミウチ意識を中心として―」（『撰関政治と王権貴族』吉川弘文館 二〇〇九年）の中で、天皇と撰関の血縁の濃淡、天皇の年齢と権力核に居合わせた面々の状況を諸段階に設定して考察している。本稿は婚姻居住の多層性と流動性から捉えようとする点で、両氏と異なるが、相互補完的な視点と考える。

22 平安時代の貴族に見える「むかひ腹」と「ほか腹」の意識について、拙著『平安貴族の婚姻慣習と源氏物語』第二部第三章「多妻婚における正妻の実態―北の方を手がかりに」を参照されたい。

23 こここでいう「養親」とは、子供の養育をする者を指し、「継親」は子

供の養育はしないが、関係上、子供の父親或いは母親の配偶者のことを指す。

24 関口裕子『日本古代婚姻史の研究 上』十六頁～二十頁 塙書房 一九九三年

25 牧野巽「東亜米作民族の財産相続制の比較」（『社会学評論』一九五〇年七月）

26 唐令と大宝令の応分条を比較した中田薫氏は『唐宋時代の家族共産制』（『法制史論集第三卷』岩波書店 一九四三年）の中で、唐令が家族共産制における家産分割法であるのに対し、大宝令は財主の死亡による遺産相続法に変更した、としている。

27 服藤早苗『平安朝の家と女性』平凡社 一九九七年

28 倉本一宏『源氏物語』に見える撰関政治像（『撰関政治と王朝貴族』吉川弘文館 二〇〇〇年）二三四頁

29 今井久代「朝廷の御後見―光源氏の誕生と桐壺帝の視座」（『古代中世文学論考（第一集）』新典社 一九九八年十月）

30 『公卿補任』寛平九年（八九七）七日三日条に「天皇讓位皇太子同十三日即位七日三日先帝宣命云少主未長間万機之政大納言藤原朝臣権大納言菅原朝臣宣行」とある。

31 弥水貞三「阿衡の紛議」（角田文衛編『日本と世界の歴史6』（学習研究社 一九七〇年）

32 『寛平御遺誡』は、『古代政治社会思想』（岩波書店 一九七九年）より引用した。

33 倉本氏注28前掲書

